

京都市消防局訓令乙第19号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局指令管制規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市消防局長 長谷川 純

別表火災出動計画の項中「京都縦貫自動車道上」の右に「（インターチェンジ内の建築物及び工作物を除く。）」を加え、同表救急救助出動計画の項中「及び第二京阪道路」を「第二京阪道路及び京都縦貫自動車道」に、「おおむね15名以上の負傷者の発生（発生のおそれがある）」を「重症者を含む5名以上の傷病者の発生（発生することが予想される）」に、「おおむね15名以上の負傷者」を「重症者を含む5名以上の傷病者の発生」に、「京都縦貫自動車道上」の右に「（インターチェンジ内を除く。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

（消防局警防部指令課）